

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成21年10月1日作成)

法令名	北海道営草地整備改良事業等分担金徴収条例
根拠条項	第1条
処分の概要	受益者からの分担金徴収
法令の定め	○第1条 北海道営草地整備改良事業、北海道営草地畜産活性化特別対策事業、北海道営草地林地一体的利用総合整備事業及び北海道営営農用水事業に要する費用について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定による分担金を徴収する場合には、この条例の定めるところによる。
処分基準	北海道営草地整備改良事業等分担金徴収条例第2条及び第4条第1項において毎年度定めることとされており、処分基準は設定しない。
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部調整課・農村振興課指導企画係
問い合わせ先	各総合振興局（振興局）産業振興部調整課・農村振興課指導企画係
備考	（公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/ssk/">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/ssk/</a> ）